

総務省用

令和7年度
予算編成及び施策に関する要望



(隠岐の島町：壇鏡の滝)

令和6年9月

島根県町村会

平素から町村行政の推進と本会の運営に対して格別のご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

中国地方は平年より16日遅い6月22日に梅雨入りし、梅雨前線の影響で7月2日には県西部で、また、7月9日には県東部において観測史上最大の降雨量を記録する大雨に見舞われました。幸い、人的被害はなかったものの道路の崩落で孤立地区が発生するなど、大きな被害をもたらしました。

毎年のように繰り返される自然災害に対し、引き続き住民の生命と財産、日常生活の安全・安心がしっかり確保できるよう、災害復旧事業や防災・減災・国土強靱化関連事業への手厚いご支援をお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症の終息により、社会経済活動が再開し、本県を訪れる観光客の数もコロナ前の水準に戻りつつあります。

一方、国全体の人口動向は、コロナ禍で増えつつあった田園回帰の動きが鈍化し、再び東京圏の転入超過が拡大し始めています。また、6月に発表された2023年度の合計特殊出生率は、全国が1.20、島根県が1.46と、いずれも過去最低となる深刻な数値でした。

こうした中、中山間地域や離島においては、地域交通や医療・介護・福祉、建設業など、社会経済活動のあらゆる分野で人材の確保が困難となっており、労働条件の見直しやコロナ期に潜在的に進行していた就業構造の変化に伴う課題が、一挙に顕在化している状況にあります。

加えて、昨今のエネルギー価格や物価高騰は、住民生活はもとより、町村の行財政にも大きな影響を及ぼしています。我々、町村としても住民の日常生活の不安解消に努めながら、地方創生や少子化対策に向け、一層の努力が求められているものと認識しています。

しかしながら、本県町村のほとんどが、中山間・離島など条件不利地域に立地しており、財政基盤も脆弱です。

今後とも、デジタルを活用した地域振興、人口減少対策をはじめ医療、公共交通、買い物機能の確保、さらには災害復旧やインフラ更新など、住民が安心して暮らせる基盤づくりのためには、国による手厚い財政支援措置や、県による地域の実情を踏まえた諸施策の推進が不可欠です。

つきましては、令和7年度の予算編成と今後の施策展開について、実現していただきたい事項をとりまとめましたので、本県町村を取り巻く実情を御賢察いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

令和6年9月3日

島根県町村会長 池田 高世偉

I 令和7年度予算編成及び施策に関する要望項目(令和6年9月実施)

1. 地方創生の更なる推進について

- (1)東京一極集中の抜本的是正
- (2)地方創生推進財源の確保
- (3)「特定地域づくり事業推進法」への対応

2. デジタル化施策の推進について

- (1)行政のデジタル化に対する支援
- (2)条件不利地域に対する支援

3. 行財政運営に必要な地方税財源等の確保・充実について

- (1)地方交付税の総額確保
- (2)地方交付税算定方式の見直し
- (3)過疎地域の公共施設適正管理推進事業債の財政措置の拡大

4. 物価高騰対策の継続について

5. 頻発化する豪雨災害について

- (1)集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興
- (2)防災・減災、国土強靱化対策の継続

6. 公職選挙制度の見直し・改善等について

- (1)参議院選挙における合区の早期解消
- (2)期日前投票所の弾力的な運用

7. 過疎対策事業債の拡充について

8. 離島への支援について

- (1)離島振興に向けた特別措置の拡充

I 令和7年度予算編成及び施策に関する要望

1. 地方創生の更なる推進について

(1) 東京一極集中の抜本的是正

東京一極集中の是正と自立・分散型国土の構築は、国土の災害対応力の強化、感染症拡大リスクの低減等の観点のみならず、コロナ禍を経て東京一極集中が再加速しているなか、地方の人口減少に歯止めをかけるためにも重要な課題であるため、政府機能の移転や企業の本社機能移転を国を挙げてさらに積極的に推進すること。

推進に当たっては、「デジタル田園都市国家構想」等のデジタル技術を活用した地方活性化施策を総動員し、地方への移住・定住、若者や都市住民の田園回帰等の流れを一層加速させること。

また、脱炭素社会の実現やエネルギー安全保障確保の観点から、農山漁村に豊富に存在する再生可能エネルギーを最大限活用し、エネルギーの地産地消、地域循環モデルの構築等グリーン(脱炭素)化による地方活性化施策を推進することで、東京一極集中を抜本的に是正すること。

(2) 地方創生推進財源の確保

①各町村が総合戦略に基づいて実施する各種施策が継続的・安定的に行えるよう、国において地方創生推進財源を確保すること。

特に、地方財政計画に計上されている「デジタル田園都市国家構想事業費(地方創生推進費)」の継続拡充を図ること。

②「デジタル田園都市国家構想交付金」については、国において対象事業の要件緩和など、地域の実情に応じて効果的に活用できる自由度の高い制度にするとともに、予算規模の拡大を図ること。

また、交付金に係る地方の財政負担については、「デジタル田園都市国家構想事業費(地方創生推進費)」とは別に、地方財政措置を講じること。

(3) 「特定地域づくり事業推進法」への対応

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」は、過疎地域等において若者の安定的な雇用等を実現し、地域の担い手となる人材確保を図るうえで、重要な役割を果たすことが期待される。

については、未設置町村において、法に基づく諸施策が円滑に実施できるよう、引き続き、事業協同組合の設立・運営に関する相談体制の整備や、町村職員に対する研修・情報提供など、指導・支援の充実強化

に取り組むこと。

2. デジタル化施策の推進について

(1) 行政のデジタル化に対する支援

① 町村におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に当たっては、小規模町村の財政負担が大きいことから、国において積極的な財政支援を行うこと。

また、町村における専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となっていることから、国等における研修・教育カリキュラムなど一層充実させること。

更に、町村の情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行については、早期に的確な情報提供を行うこと。

また、それぞれの町村のシステムの整備状況も異なることから、移行期限を含めきめ細やかで柔軟な対応を行うとともに、経費等に関する相談体制を充実するなど、円滑な移行に向けた支援を強化すること。

② ガバメントクラウドへの移行に伴う、ガバメントクラウド利用料については、可能な限り低額に設定するとともに、町村で新たに発生する接続経費、通信回線費等関連する経費についても、従来のランニングコストよりも上昇することのないよう、十分な財政支援を行うこと。

(2) 条件不利地域に対する支援

条件不利地域を含めた全ての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含む全ての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、国において必要な対策を講じること。また、町村が独自に行うデジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に係る事業の実施に要する経費については、財源の乏しい町村の実情や条件不利地域等のハンディキャップを考慮し、十分な技術的・財政的支援を行うこと。

3. 行財政運営に必要な地方税財源等の確保・充実について

(1) 地方交付税の総額確保

骨太の方針2024を踏まえ、令和7年度の地方財政対策においては、地方財政の極めて厳しい現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引き上げや、臨時財政対策債の廃止・縮減を含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に地方交付税総額の確保

を図ること。

とりわけ、人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため「デジタル田園都市国家構想事業費」、「地域社会再生事業費」を拡充・継続するとともに、物価高騰等による財政需要を的確に反映し、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

(2) 地方交付税算定方法の見直し

- ① 地方交付税の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ更に配慮した方法に見直すこと。
- ② 地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティや消防防災体制の維持等は、町村にとって大きな課題であり、今後交付税算定の見直しを行う場合には、過疎、山村、離島、半島、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映して、個別町村の行財政運営に支障を来すことのないようにすること。
- ③ 町村における森林・林野行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に「林野面積」(国有林野面積を含む)や「林道延長」を測定単位とする「森林・林野行政費」を新設すること。

(3) 過疎地域の公共施設適正管理推進事業債の財政措置の拡大

公共施設等総合管理計画の個別計画に基づき、公共施設の1)集約化・複合化事業、2)長寿命化事業、3)転用事業、4)立地適正化事業、5)ユニバーサルデザイン事業、6)除却事業を行う場合の充当率を100%、交付税措置率を70%に拡大すること。

4. 物価高騰対策の継続について

原油価格をはじめとする物価の高騰は、住民生活やあらゆる事業者の経営を圧迫し、多大な影響を及ぼしていることから、その対策を自治体に委ねることなく、国が主体的かつ積極的に講じるとともに、地域の実情に応じた対策が実施できるよう、引き続き交付金等の自由度の高い財源を措置すること。

5. 頻発化する豪雨災害について

(1) 集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興

近年頻発する記録的な豪雨・大型台風により、多数の死傷者や河川の氾濫による大規模な浸水、土砂崩れや、道路・橋梁等交通インフラの寸断、油の流出による汚染や倒木による大規模停電等、被害が甚大化している。

このため、被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

特に、町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

また、防災・減災対策の実施にあたり、町村では技術系職員が不足しており、復旧事業に支障が生じる懸念があることから、引き続き、国による人的支援や民間事業者の活用に対する支援等を強化すること。

(2) 防災・減災、国土強靱化対策の継続

令和7年が最終年となる「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の取組を、着実に推進していくことが重要であることから、地方負担分を軽減する措置を講じ、当初予算を含めて必要な予算を別枠で安定的に確保すること。

併せて、国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、資材高騰等も踏まえ、予算・財源をこれまでを上回る水準かつ通常予算とは別枠で確保し、令和8年以降も継続的に取り組むこと。

加えて、緊急浚渫推進事業についても、河川の氾濫による浸水被害等を防止する上で極めて有効であり、今後も計画的に浚渫を実施する必要があることから、事業期間の延長を図ること。

6. 公職選挙制度の見直し・改善について

(1) 参議院選挙における合区の早期解消

我が国が直面する国全体の急激な人口減少や東京圏一極集中及び地方衰退の弊害がこれ以上深刻化しないよう、この国のあり方を考えていくうえでも、国政において多様な地方の意見がしっかり反映される必要があり、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは極めて問題で、地方創生や安心安全な国づくりにも逆行するものである。

よって、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度にすること。

(2) 期日前投票所の弾力的な運用

期日前投票所の開設に当たっては、期日前投票管理者、投票立会人の拘束時間が長時間であるため、高齢化している町村では、人員確保に苦慮している。また、人口の少ない町村においては、18時以降の期日前

投票者の数は極端に少ない。

よって、期日前投票所の開閉時間については、その開設数に関わらず短縮できるようにすること。

7. 過疎対策事業債の拡充について

過疎対策事業債については、過疎市町村数が増加したこと、過疎計画に基づく事業の本格化、更には物価高騰等により建設事業費が上昇している状況を踏まえ、引き続き過疎対策事業が着実に実施できるよう、増額を図るとともに各種支援制度の拡充を図ること。

特に、ソフト分については、過疎市町村が持続的発展を図るために必要であり、かつ地域の再生・活性化に有効であるため、計画的に事業実施出来るよう、限度額を引き上げるとともに、必要額の確保に努めること。

8. 離島への支援について

(1) 離島振興に向けた特別措置の拡充

- ①令和5年4月1日に施行された「離島振興法の一部を改正する法律」に基づき、離島振興法の期限が10年間延長されるとともに、『離島に対する配慮規定』等が充実されたが、その趣旨を踏まえ積極的に離島振興が図られるよう所要の財政措置を講じること。
- ②現在、国が推進している上下水道事業の経営改善を目的とした広域化及び、施設の老朽化対策について、本土の事業者より経済的負担が大きい離島の事業者に対して、財政措置の充実強化を図ること。
- ③改正離島振興法においては、特別の配慮規定として「離島航路に供される船舶の更新」が追加された。隠岐航路の船舶はいずれも老朽化し、耐用年数を大幅に超えて運航しており更新を迫られている。については、島民生活の生命線である隠岐航路を維持するため、多額の更新費用に対する財政支援を行うこと。



(吉賀町:大井谷 春の棚田)



(飯南町:志津見ダム ポピー祭り)